

○八重瀬町中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱

(平成22年8月1日告示第3号)

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物が建築されることにより、近隣関係者との間に生ずる電波障害に関する紛争を未然に防止するために必要な事項を定め、地域の良好な環境の保全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、次に掲げる各号のいずれかに該当する建築物及び工作物（以下「中高層建築物」という。）について適用する。

- (1) 高さが10メートル以上のもの
- (2) 前号に規定するもののほか、良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれがあるもの

(事前協議)

第3条 中高層建築物を建築する建築主、管理者、占有者（以下「建築主等」という。）は、建築確認申請書又は計画通知書（以下「確認申請書等」という。）を建築主事に提出する前に、中高層建築物の建築の計画を公開して、近隣居住者と協議し協力を得るよう十分な説明を行わなければならない。

2 建築主等は、確認申請等を提出する日の20日前から建築基準法による確認の表示をする日まで、当該建築物の敷地内の見やすい場所に建築物の概要等を記載した標識（様式第1号）を設置するものとする。

(電波障害の防止)

第4条 建築主等は、当該建築物により電波障害が生じるおそれのあるときは、あらかじめその影響が予想される区域の受信状況を調査する等必要な措置を講じなければならない。

2 建築主等は、中高層建築物により、電波障害が生じたときは、障害を受けた区域に対して電波が良好に受信できるように必要な措置を講ずるとともに、その維持管理に必要な事項について関係者と取決めるものとする。

3 前項において電波障害をうける範囲は、電波障害専門業者（第一、第二級有線テレビジョン放送技術者資格証明書を受けた技術者を有する業者）による調査結果に基づく影響範囲を基準とする。ただし、複数の建造物、その他複雑な電波障害の調査については、必要により経験と技術的能力を有する機関（NHK、電波障害防止協議会等）の指導又は協力を求めるものとする。

(提出図書)

第5条 建築主等は、確認申請書を提出する際に次の関係図書各2部を町長に提出するものとする。

- (1) 第3条に規定する標識の設置を証する写真
- (2) 誓約書（様式第2号）

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

標識

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]